

# 福祉タクシー・循環バス・公衆浴場 助成券の申請受付が始まります

※継続を希望される場合は、年に一度申請の手続きが必要です。

「タクシー券」・「循環バス券(あざみ号・スワンバス)」・「公衆浴場券」の助成券の中からいずれかひとつを選択できます。

町に住民票があり、在宅の方(介護施設等に入所している方は除く)が下記の要件に該当する場合、諏訪郡内に事業所があるタクシーや循環バス(あざみ号・スワンバス)または、町内の公衆浴場(一部の浴場を除く)の利用について、利用料の一部を助成します。

- ◇受付開始日 令和4年3月1日(火)から(土・日・祝日を除く)
- ◇受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◇受付場所 町庁舎1階 保健福祉課 高齢者係



- (注1) 受付が大変混み合いますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**3月中はお住まいの対象区ごとに受付日を分け、申請受付を行います。7ページの「申請受付カレンダー」でご確認ください。**
- (注2) 申請手続きは通年できますが、助成券の交付枚数は申請手続きを行った月からとなります。ただし、令和4年度においては、6月末までに申請いただければ4月分からの交付枚数とします。
- (注3) ご本人様が直接窓口に来ることができない場合は、ご家族様等代理の方のみでも手続きができます。

## 【対象者】 (令和4年4月1日現在)

- 1 満79歳以上の方(誕生日の日から)
- 2 介護保険の要支援認定を受けている方  
(通院等で特段の配慮が必要な方は、申請の際にご相談ください。)
- 3 要支援認定者のうち、町の独居高齢者台帳に登録されている方
- 4 介護保険の要介護認定を受けている方
- 5 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 7 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 8 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方
- 9 運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

満79歳の誕生日を迎えた方や、新たに上記2から9の対象者となった方は、その時点で申請の手続きをお願いします。

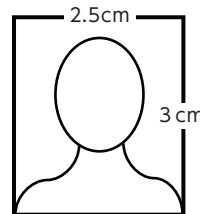
ただし、障がい者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、上記1から9の要件を満たしている方でも対象になりません。

## 【申請の際に必要なもの】

**変更点** 印鑑が不要となりました。

### 初めての方

- ①写真(利用者証作成用)  
1枚(横2.5cm×縦3cm)



### ◆1年以内に撮影

正面を向き顔がはっきりとわかる写真  
(帽子、サングラス、マスクなしのもの)

- ◆顔写真が添付された書類(対象の級に該当する身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書)をお持ちの方は、利用者証のかわりとして使用できますので、写真の提出は必要ありません。ただし、利用者証の作成を希望する方は、顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。
- ②「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方は、申請時に窓口にてご提示ください。

### 継続される方

- ①下諏訪町福祉タクシー等利用者証  
※利用者証を紛失された方は再発行します。  
顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。
- ②上記①の利用者証の交付を省略されている方は、「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」

# 福祉タクシー等助成券【申請受付カレンダー】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月中は下記のカレンダーで、助成券を利用される方の受付可能日をご確認いただき、できる限り分散した来庁にご協力をお願いします。

## 3月【第1区～3区】 ○ 受付可 × 受付不可

月	火	水	木	金	土	日
	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	○	○	○	○		
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
×	×	×	×	×		
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
○	○	○	○	○		
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
	×	×	×	×		
28日	29日	30日	31日			
○	○	○	○			

## 3月【第4区～10区】 ○ 受付可 × 受付不可

月	火	水	木	金	土	日
	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	×	×	×	×		
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
○	○	○	○	○		
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
×	×	×	×	×		
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
	○	○	○	○		
28日	29日	30日	31日			
○	○	○	○			

# マイナンバーカード申請のご案内

マイナンバーカードをお持ちでない75歳以上の方で、後期高齢者医療制度をお使いの方を対象に、マイナンバーカードの申請に必要な交付申請書が令和4年2月から順次送付されています。

送付された申請書を使って、マイナンバーカードを申請することができます。

申請から交付まで1～1か月半程度かかりますので、ご希望の方はお早めに手続きをお願いします。

## マイナンバーカードの申請から交付までの流れ

① 郵送やスマホで申請をします。

② 申請をしてから約1～1か月半後に交付場所などをお知らせする「交付通知書(ハガキ)」がご自宅に届きます。

③ マイナンバーカードの交付は予約制です。交付通知書が届いたら、希望日時を電話で予約してください。その際に、持ち物などのご案内をさせていただきます。

④ ご予約の日時にご本人様が町庁舎1階へお越しください。(※)



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

※ご本人が病気、身体の障害等のため町庁舎に来ることが難しい場合は事前にご相談ください。  
※15歳未満の方が申請した場合は、ご本人と保護者の方に来庁していただく必要があります。

※マイナンバーカードの交付手続きは住所登録をしている市町村で行うため、他市町村にお住まいの場合は、住所地の市町村にお問い合わせください。

町庁舎1階のマイナンバーカード相談窓口では、写真撮影や申請書記入案内などのマイナンバーカード申請手続きのお手伝いをしています！お気軽にお越しください♪

■ 問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 総合窓口係 ☎27-1111 (内線131・135)